宿 泊 約 款

（適用範囲）

第１条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第２条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込をしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
   (1) 宿泊者名
   (2) 宿泊日及び到着予定時刻
   (3) 宿泊料金(原則として別表第１の基本宿泊料による)
   (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
3. 宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第３条　宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

1.（１）当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を掲示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただき、速やかにその旨の通知を差し上げます。

1.（２）当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の

電話を差し上げることがあります。

2. 第 1 項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 16 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第 4 条

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

第 5 条　当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。また、宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする者が、次のイからロに該当すると認められるとき。
　イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という）、同条第 2 条 6 号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
　ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
　ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(9) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
(10)宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

（宿泊客の契約解除権）

第 6 条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払期日より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第 2 に掲げるところにより、取消金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日のフロント営業終了時間（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第 7 条　当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。また宿泊客が当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
　イ　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
　ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
　ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(7) 各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
(8) 館内での喫煙、館内設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
(9) 宿泊契約成立後に第 5 条(10)に定めることが判明したとき。

(10) 宿泊の申し込みをした者が、第 2 条 2.に基づく当ホテルの依頼に対し、直ちに応じなかったとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、その解除事由が前項(6)及び(7)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その余の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、別表第 3 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

（宿泊の登録）

第 8 条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロント又は、チェックインタブレットにおいて、旅館業に関する法令及び行政の指導に基づき次の事項を登録していただきます。
   (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
   (2) 身分証、外国人にあっては旅券
   (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第 9 条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当ホテルにて定める追加料金(別途消費税)を申し受けます。
   (1) 10:00～12:00：1 時間ごとに 1,000 円（税抜)。
   (2) 13:00 以降：1 泊の客室料金全額。

（利用規則の遵守）

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルがご案内する利用規則に従っていただきます。(別紙)

（営業時間）

第 11 条

1. 当ホテルの営業時間は次のとおりとします。

(1) フロント営業時間　10：00～20：00

(2) チェックイン　15：00～20：00

(3) チェックアウト　10：00

※(2) 前項の時間は、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

※(3) 当該指定時間内でのご案内が難しい場合は、予めフロントへお問合せのうえ、ご対応方法をご相談させていただきます。

（料金の支払い）

第 12 条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、現金又はクレジットカードや電子マネーにより行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当ホテルの責任）

第 13 条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、5 万円を限度（ただし、当ホテルの故意又は重過失による場合を除きます）として賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（駐車の責任）

第 14 条

1. 宿泊客が当ホテルまたは紹介先の駐車場をご利用になる場合、車輌のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするまたは近隣駐車場をご紹介するものであって、車輌の管理責任まで負うものではなく一切の責任を負わないものとします。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第 15 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、フロント営業時間内に宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、現金並びに貴金属については、発見日を含め 3 日間保管し、その後最寄りの警察に届けるものとし、その他の物品については、3 日間の保管の上破棄させて頂きます。ただし、食品については、品質保持上妥当な期間のみの保管とし、その期間を超過した場合は当ホテルの判断により破棄させていただきます。
3. 前 2 項の場合において、宿泊客の手荷物又は携帯品について、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。
4. 当ホテルは、貴重品のお預かりをお断りいたします。
5. 当ホテルは、第 1 項及び第 2 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
   (1) 稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの（コンピューター及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）

（宿泊客の責任）

第 17 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。
3. 当ホテルは全客室禁煙となっております。客室内での喫煙が発覚した際は、当ホテルにて定める罰則金 5 万円を申し受けます。
4. 当ホテルの客室内設備等に異常を発見した際は、速やかにその旨をフロントへ申し出てください。
5. 資源を大切に使うため、客室内での節電・節水にご協力をお願いいたします。過度な使用が発覚した際は、当ホテルにて定める罰則金を申し受けます。

（外来訪客との面会）

第 18 条

1. 外来訪客との面会は、客室内でお願いいたします。フロント営業時間外については、施設内の外来訪客滞在をお断りさせていただきます。外来訪客が宿泊する際は、フロントへ申し出てください。その際、追加賃料を申し受けます。追加賃料 1 人 2,000 円（税抜）。なお、時間外の外来訪客滞在が発覚した際は、予め予約していた人数が定員に満たない場合であっても、当ホテルにて定める罰則金を申し受けます。

（免責事項）

第 19 条

1. 宿泊客による当ホテルにおけるインターネット通信の利用については、宿泊客自身の責任にて行うものとします。宿泊客によるインターネット通信の利用中にシステム障害その他の理由によりインターネット通信が中断し、その結果宿泊客に損害が生じた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、宿泊客によるインターネット通信の利用に関し、当ホテル又は第三者に損害が生じた場合、宿泊客は、当ホテル又は第三者に対し、その損害を賠償していただきます。

（紛争の解決および準拠法）

第 20 条

1. 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

別表第１　宿泊料金等の内訳（第２条第１項及び第 12 条第１項関係）

内　訳	
宿泊料金	基本宿泊料(室料)
追加料金	シーツ交換料
	その他施設の定めるサービス料等
税金	消費税
	その他法令に基づく諸税

別表第２　取消料(第６条第２項関係)

契約申込人数/契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日
一般	５室まで	100％	100％	100％
団体	６室以上	100％	100％	100％

別表第３　違約金(第７条第２項関係)

契約申込人数/契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日
一般	５室まで	100％	100％	100％
団体	６室以上	100％	100％	100％

2023 年 11 月 15 日